(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
稲敷市沼田字かみそりめん九九八番から同市江戸崎字狸崎乙四六三番七まで	前	二三・六〇～九六・七六メートル	一・一三七キロメートル
	後	二三・六〇～九六・七六メートル	一・一三七キロメートル
稲敷市江戸崎字原乙六七九番から同市椎塚字波佐間乙六〇一番三まで	前	二三・六〇～一二七・五〇メートル	二・〇六五キロメートル
	後	二三・六〇～一二七・五〇メートル	二・〇六五キロメートル
稲敷市駒塚字東原八七四番から同市椎塚字大久保一三六一番まで	前	二三・六〇～八一・三六メートル	〇・六八五キロメートル
	後	二三・六〇～八一・三六メートル	〇・六八五キロメートル
稲敷市清水字入谷四三〇番から千葉県香取郡神崎町松崎字溝前通一二五番まで	前	二二・二〇～三三三・一一メートル	五・二七五キロメートル
	後	二二・二〇～四〇六・八八メートル	五・二七五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常総国道事務所

○中国地方整備局告示第三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年二月二十七日

その関係図面は、平成二十六年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　栗田　悟

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百八十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
柳井市柳井字岸ノ下一三四番一二五から同市柳井字江ノ浦一四九番三まで	前	九・〇〇～四三・〇〇メートル	〇・二四一キロメートル
	後	三〇・〇〇～四三・〇〇メートル	〇・二四一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年二月二十七日

その関係図面は、平成二十六年二月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　栗田　悟

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十八号	柳井市柳井字岸ノ下一三四番二から同市柳井字三本松七八四八番八二まで（ただし、関係図面に表示する部分の み。）	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年二月二十七日

○九州地方整備局告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月二十七日から二週間九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十七日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　二百三号

三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
唐津市相知町長部田字下の谷一五八九番三から同市厳木町岩屋字屋敷田九五三番一まで	一〇・五〇～一三九・一〇メートル	二・六四二キロメートル

四　指定する期日　平成二十六年二月二十七日

○北海道開発局告示第二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年二月二十七日

北海道開発局長　澤田　和宏

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
札幌市中央区北一条東一四丁目一番一一地先から同市白石区菊水上町一条一丁目二四番一四まで	前	三四・八〇～五〇・五〇メートル	一・一五八キロメートル
	後	三一・〇五～四五・〇二メートル	一・一五八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年二月二十七日

北海道開発局長　澤田　和宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十二号及び二百三十九号	北海道留萌郡小平町字花岡六三番一から同町字花岡七番一まで	北海道開発局及び同局留萌開発建設部

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道阿寒郡鶴居村字幌呂原野第二基南一線七一番三地内	前	二二・〇〇～二三・〇〇メートル	〇・一九五キロメートル
	後	三二・〇〇～三三・〇〇メートル	〇・〇〇五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年二月二十七日

北海道開発局長　澤田　和宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百七十四号	北海道阿寒郡鶴居村字幌呂原野第二基南一線七一番一から同村字幌呂原野第二基南一線六九番一まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部

供用開始の期日　平成二十六年二月二十七日

○沖縄総合事務局告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十七日

沖縄総合事務局長　河合　正保

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第千二百五十一号那覇広域都市計画道路事業三・二・十号豊見城中央線

三　事業施行期間　自平成十二年五月一日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし